

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十年九月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

広島市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市企画課

広島市都市整備局都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年九月二十五日から平成二十年十月九日まで